

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎
に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議(第3回)資料

- 福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針
について
- 保育所等指導監査の見直しについて

令和4年9月29日



福岡県保育施設による
児童の車両送迎に係る
安全管理標準指針について

1. 策定の趣旨

- 令和3年7月、保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡した事案を受け、私的契約に基づく有償サービスであっても、保育施設が行う児童の車両送迎が適切に安全管理されていないならば、児童の生命を脅かす大きな事故につながると反省
- 本指針を参考に、各事業所がそれぞれの実情に応じてマニュアル等を作成し、児童の車両送迎における安全管理を徹底するよう要請
- 子どもたちを保護者からお預かりし、お返しするまで、養護の理念でしっかりと安全を確保することが保育の基本。これを県、市町村、全施設の職員が改めて確認し、事故を二度と繰り返さないことを決意

2. 基本的事項

[基本的な考え方]

保護者との間の送迎に係る合意内容について枠組みを提示するとともに、保育施設による適切な送迎サービスの運用や送迎マニュアルの作成に資するため、本指針を策定

視点1 児童の安全

児童の生命・心身に関わる部分は、児童の安全を最優先した内容とする。

視点2 契約の内容及び運用の適正性

過剰なサービスや非定型な業務は避け、施設職員の負担を可能な限り軽減できる内容とする。

視点3 送迎と保育との確実な接続

車両送迎と保育施設内で行われる保育の間における児童の引継ぎについて、保育所保育指針に沿って確実に行われる内容とする。

3. 指針の内容

I 事前手続き

- 1 送迎開始の手続き
 - (1) 実費徴収と許可申請
 - (2) 安全運転管理者の選任及び届出
- 2 送迎車両の仕様
 - (1) 幼児専用車両
 - (2) その他車両
 - (3) 運行日誌の記載
- 3 送迎マニュアルの作成

II 各保育施設のマニュアルに盛り込む内容

- 1 保護者との契約内容等について
 - (1) 対象児童の条件
 - (2) 利用申請等の手続き
- 2 送迎車両の運行計画等について
 - (1) 運行体制
 - (2) 運行計画
 - (3) 運休基準
 - (4) 送迎車両の安全点検
 - (5) 欠席連絡の共有
- 3 運行当日の安全管理について
 - (1) 乗車前の準備
 - (2) 乗降確認
 - (3) 安全確認
 - (4) 遅延時等の対応
- 4 降車後の園児の保育への引継ぎについて
 - (1) 保育士への引継
- 5 送迎後の確認について
 - (1) 降車・忘れ物等の確認
- 6 重大事故防止の取組みについて
 - (1) ヒヤリハット事例の収集・分析・整理
- 7 事故・災害発生時の対応について
 - (1) 事故・災害発生時の対応マニュアル等の作成

参考 ワーキンググループについて

○ 設置の趣旨

指針を作成するにあたり、保育現場の現状を十分に踏まえた実効性のある内容とするため、専門的見地から、検討を実施

○ 構成員

区分	所属団体名	役職	氏名
教育保育施設	幼保連携型認定こども園 砂山こども園	園長	上村 初美
	認定こども園 大牟田たちばな幼稚園	園長	宮崎 史郷
関係団体	公益社団法人福岡県保育協会	会長	万田 康
		専務理事(兼) 事務局長	鶴 弘之
行政	福岡県福祉労働部子育て支援課	課長	浦田 智子

(アドバイザー)

-	保育の安全研究・教育センター	代表	掛札 逸美
---	----------------	----	-------

[策定までの経緯]

- 令和3年7月29日 福岡県中間市において、児童の死亡事案発生
- 8月5日～ 県内全保育施設対象にバス送迎実態調査の実施
- 8月26日 第1回WG(実態調査の報告、指針に盛り込む内容等)
- 9月7日 第2回WG(指針(素案)の検討等)
- 9月8日～ 第3回WG(指針(案)の調整:持ち回り協議)
- 9月16日 本指針の策定・公表

保育所等指導監査の見直しについて

1. 見直しの概要

- 令和3年7月に発生した事案を二度と繰り返さないよう、令和4年度から、各保育施設において、「児童の安全管理に関する事項」を、定期的に自己点検するための安全管理重点確認監査チェックシート(以下、「チェックシート」という)を作成
- また、県所管の保育所等(認可保育所、保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園)に対する一般指導監査を、
 - ・[A型(標準型監査)] (全体の40%程度)
児童の安全管理に関する項目を充実させた監査提出資料に基づき実施
 - ・[B型(安全重視型監査)] (全体の52%程度)
施設が自己点検したチェックシートにより実施(事前に実施日を通告)
 - ・[C型(安全管理重点確認監査)] (全体の8%程度)
施設が自己点検したチェックシートにより実施(事前に実施日を通告しない)の類型に区分して実施

2. 安全管理重点確認監査チェックシート

安全管理重点確認監査チェックシート

- 監査の見直しにあわせて、各施設が、日頃から危険個所の確認や安全管理の意識を職員間で共有できるツールとして、作成

【確認項目】

- 1 門扉・玄関
- 2 危機管理体制
 - (1) 責任者 (2) 共通理解 (3) 避難経路
 - (4) 園外活動
- 3 最低基準の遵守
- 4 危険・事故防止対策
 - (1) 落下物 (2) 転倒 (3) 誤飲 (4) 衝突
 - (5) 転落 (6) 感電 (7) 閉じ込め
 - (8) 食物アレルギー (9) 午睡 (10) 飲食
 - (11) 屋外活動 (12) プール活動 (13) その他
- 5 虐待等の禁止
 - (1) 未然防止 (2) 発生時の対応
- 6 登降園管理
- 7 車両送迎

安全管理重点確認監査の手引き

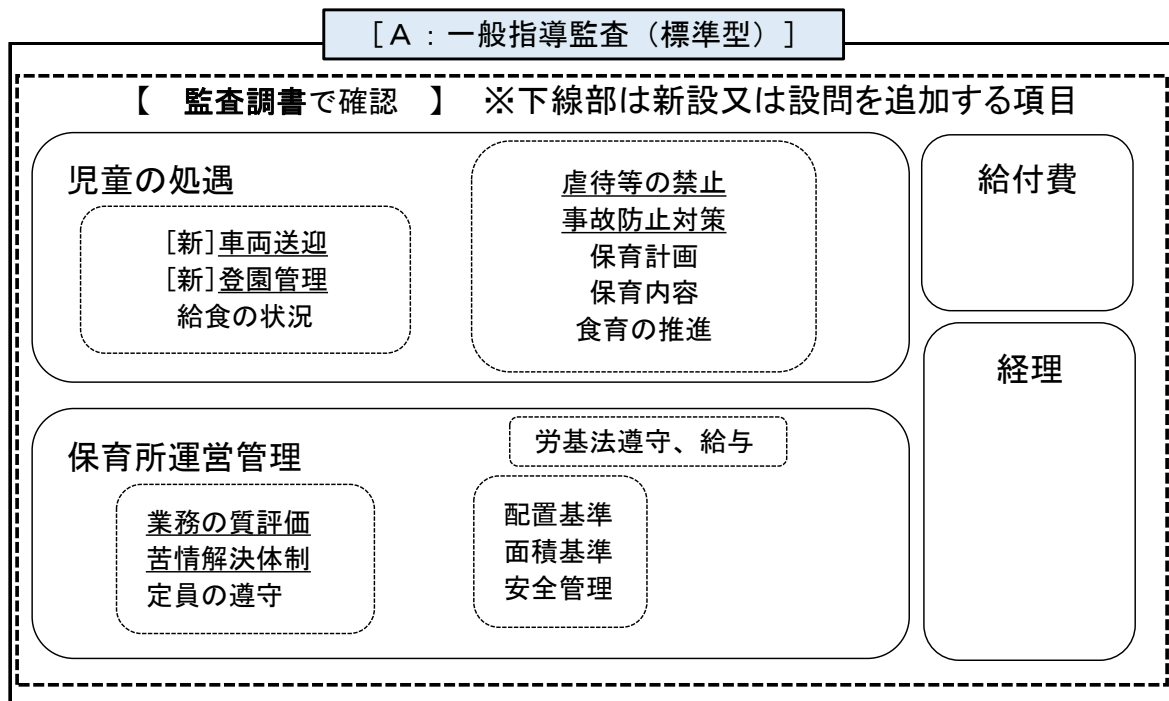
- 「安全管理チェックシート」の確認項目について、各保育施設が子どもの安全・安心を守るために意識すべきことを、規定・通知等を示しながら解説したものの。
- 子どもたちを、保護者からお預かりし、お返しするところまで、全職員が「養護」の理念で十分に安全を確保することが保育の基本である、ということを改めて確認してもらうため作成
- B型・C型の監査においては、この手引きで説明している内容を理解できているかを含め、確認を行う。
⇒ チェックシート同様、全保育所等において、日常の安全点検のツールとして活用してもらう。

3-①. 一般指導監査の分類（A型）

A型（一般指導監査（標準型））

- 児童の安全管理に関する項目を充実させた監査調書を基に、実地により監査項目（児童の処遇、保育所運営管理、保育所経理）の確認を行う監査です。

（確認方法：事前提出を受けた監査調書をもとに確認） ※年間200施設程度



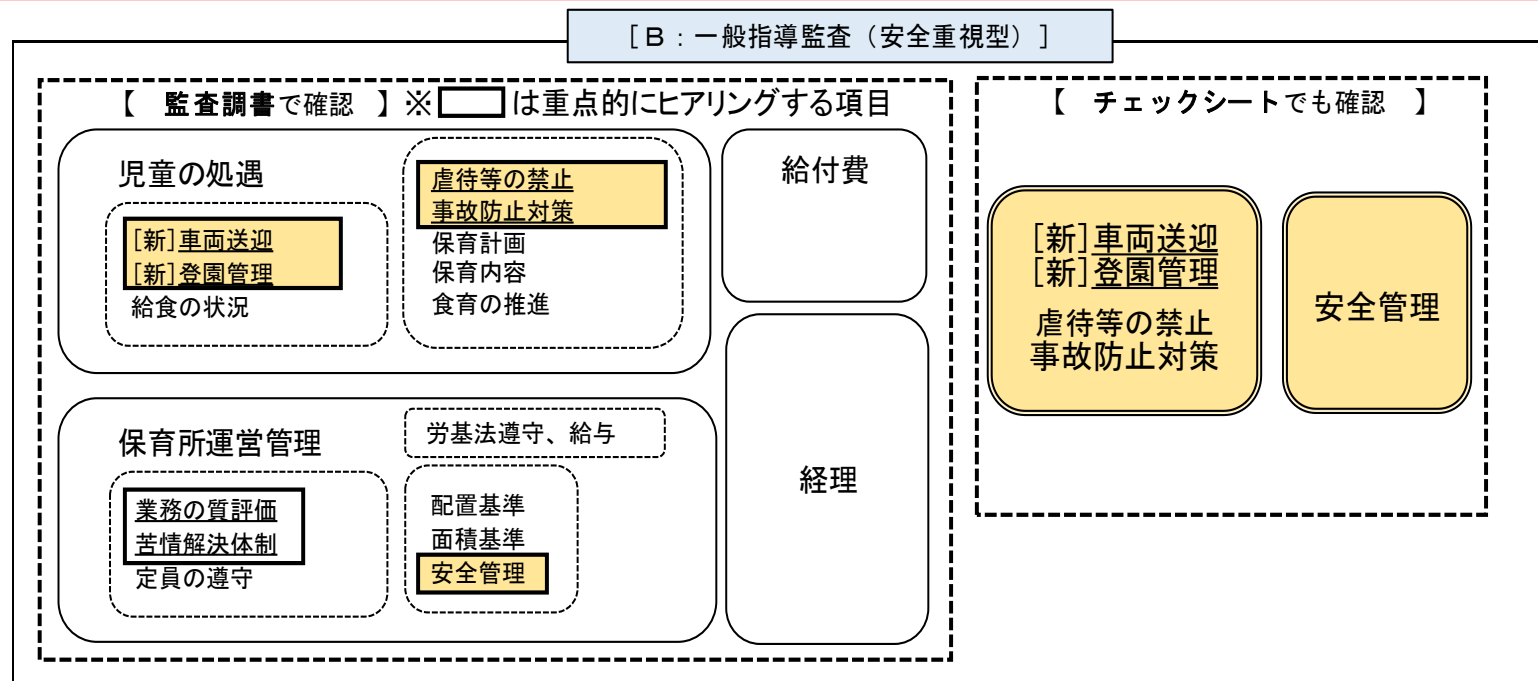
3-②. 一般指導監査の分類（B型）

一般指導監査(安全重視型)

B型(安全重視型監査)

- ・ 保育所等が事前に作成した監査調書及び安全管理重点確認監査チェックシートを基に、事故防止対策、虐待等の禁止、安全管理、車両送迎、登園管理、業務の質の評価、苦情解決体制の項目について、重点的に聞き取りを実施する監査です。

(確認方法: 監査調書+チェックシートをもとに確認) ※年間260施設程度

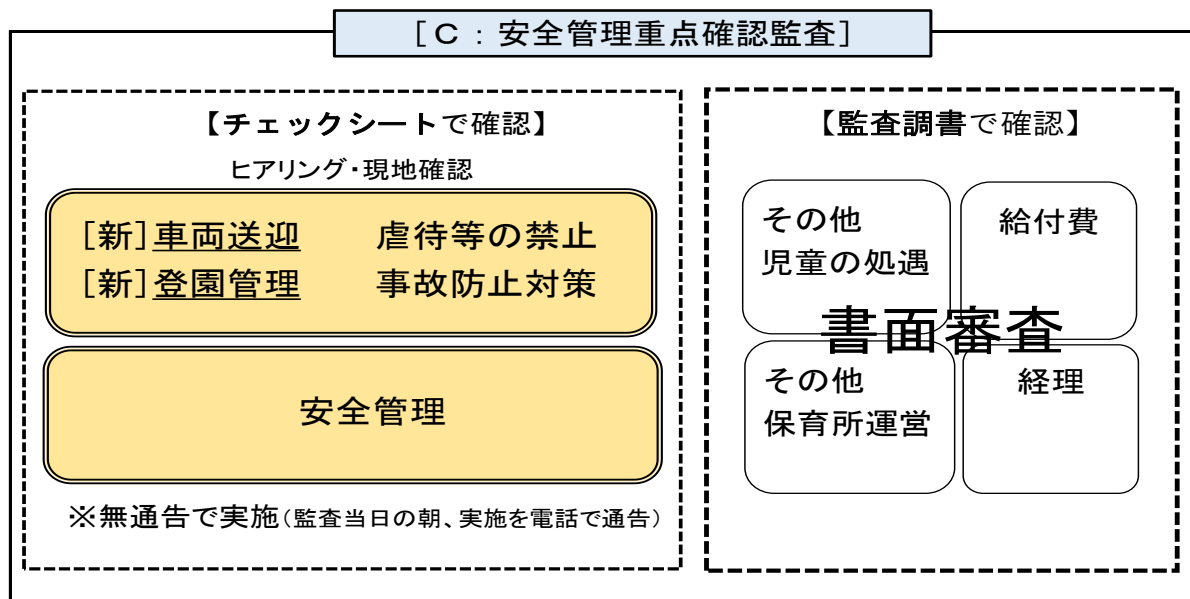


3-③. 一般指導監査の分類（C型）

一般指導監査(安全重視型)

C型(安全管理重点確認監査)

- ・ 事前通告なしに、安全管理重点確認監査チェックシートに沿って、現地確認と施設長や保育士等へ聞き取りを実施する監査です。
 - ・ チェックシート以外の監査項目については、書面審査を実施します。
 - ・ 監査当日、施設長不在の場合は、主任保育士や担当保育士の方の対応を想定しています。
- (確認方法: 監査調書+チェックシートをもとに確認) ※年間40施設程度(R4年度は20施設、10月以降実施)



4. 監査実施の留意点（事業所への説明）

Q.各保育所等は、A型・B型・C型のいずれの類型での監査になるのか？

- ・ 県保健福祉（環境）事務所が無作為により選定します。

Q.監査の種類は、毎年変わるのか？

- ・ C型の監査の対象施設は、毎年変わります。
- ・ A型の監査を2～3年に1度実施することとしています。

Q.事前通告なしの監査を実施することとした理由は？

- ・ 保育所は、児童の安全管理等の確認を常に強く意識していただかなければなりません。このため、実施日を事前に通知しない監査を取り入れたものです。

Q.園長不在でも対応しないといけないのか？現場の保育士にまで対応を求めるのか？

- ・ 安全管理に関することは、施設長のみが把握していれば良いことではなく、実際に保育の現場で働く保育士等職員の皆様も把握していなければいけません。
- ・ 安全管理に関し、全ての職員の共通理解が出来ているか確認するため、聞き取りを行わせていただきます。
- ・ 実施にあたっては、保育の現場に負担とならない配慮をしながら聞き取り等行わせていただきます。